

大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書

地震，津波，台風，豪雨等による自然災害は，近年，大規模化・多様化・複雑化する傾向にあり，各地で家屋の倒壊，河川の決壊や氾濫，道路や橋梁の寸断や破壊，土砂崩れなど，甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り，わが国の社会経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには，国と地方が一体となり，日本全体で防災・減災の取組みをはじめ，元の生活に早く戻るための早期復旧の取組み（縮災対策）を強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠であり，本市においても，厳しい財政状況の中，優先順位を付け，防災・減災・縮災対策を着実に実施しているところではあるが，必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面している。

「緊急防災・減災事業債」は，①地方債の充当率100%，②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入など，地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており，大阪府内の各市町村においても，指定避難所となる学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化，情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など，積極的に活用されているところであるが，本制度は令和2年度（2020年度）をもって終了の予定とのことで，本市が事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって，政府及び国会は，地方公共団体が，引き続き，防災・減災・縮災対策にスピード感をもって取り組むとともに，事業効果の早期発現のため，起債を財源にした地方単独事業としても推進できるよう，令和2年度（2020年度）までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和3年度（2021年度）以降も継続するとともに，本制度の恒久化を含め，対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月29日

豊中市議会

内閣総理大臣  
総務大臣

国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣(防災・海洋政策)  
衆・参両院議長

各あて